

河川等水質検査業務仕様書

本仕様書は、京丹波町が発注する河川等水質検査業務に適用する。

委託業務の名称

平成24年度河川等水質検査業務

検体数

本業務にかかる検体数は、別紙のとおりとする。

業務範囲

1 採水・回収

- (1) 水質検査対象となる検体の採水は、発注者立会いの上、受注者が行うものとする。
- (2) 採取に係る容器及び器具並びに保存薬品等は、受注者の負担とし公定法に準じること。
- (3) 再サンプリングした場合は、受注者負担で行う。

2 検査・報告

- (1) 試料採取後、別紙の検査項目を公定法により測定精度、検査方法を遵守し速やかに検査すること。
- (2) 検査結果の報告は、原則として採取後2週間以内とすること。
- (3) 発注者が検査結果に疑義がある場合は、受注者の負担で再検査を実施すること。ただし、受注者の責任に帰さない場合は、この限りでない。
- (4) 水質検査の再委託は認めない。ただし、水質管理目標設定項目の農薬類については、この限りでない。

3 その他

- (1) 受注者の採水者又は回収者について、発注者が適当でないと判断した場合は、速やかに担当者を変更すること。
- (2) 本業務において知り得たデータや委託内容の情報について、受託中はもちろんそれ以降についても他人に漏らしてはならない。
- (3) その他については、契約書に定めるものとする。

業務期間

契約日の翌日から平成24年11月30日（金）まで

業務箇所

京丹波町全域